

委員会提出議案第1号

南相馬市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成31年3月25日提出

南相馬市議会議長 今村 裕 様

議会運営委員長 小川 尚 一

提案理由

組織機構改革により、平成31年4月1日から新たに「こども未来部」が設置され、各部の所管が一部変更となることから、各常任委員会の所管等を改めるため、必要な改正を行うものである。

南相馬市議会委員会条例の一部を改正する条例

南相馬市議会委員会条例（平成18年南相馬市条例第241号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後			改正前		
(常任委員会の所属等)			(常任委員会の所属等)		
第2条 【略】			第2条 【略】		
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。			2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。		
名称	定数	所管	名称	定数	所管
総務生活常任委員会	8人	議会、総務部、復興企画部、 <u>市民生活部</u> 、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	総務常任委員会	8人	議会、総務部、復興企画部、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
文教福祉常任委員会	7人	健康福祉部、 <u>こども未来部</u> 、教育委員会、総合病院及び小高病院の所管に属する事項	文教福祉常任委員会	7人	<u>市民生活部</u> 、健康福祉部、教育委員会、総合病院及び小高病院の所管に属する事項
【略】			【略】		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の南相馬市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定により総務常任委員会及び文教福祉常任委員会の委員、委員長又は

副委員長に選任されている者は、それぞれこの条例による改正後の南相馬市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定による総務生活常任委員会及び文教福祉常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなし、その任期は、旧条例の規定による当該委員会における委員の残任期間とする。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定に基づく常任委員会において継続して審査中又は調査中の事件は、それぞれ新条例の規定に基づきその事件を所管することとなる常任委員会に付議されたものとみなす。